

## 議案第206号

## 福岡市手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年 9月10日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

## 理由

この条例案を提出したのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の施行に伴い、通知カードの再交付等に係る手数料の額を定める等の必要があるによる。

## 福岡市手数料条例の一部を改正する条例

福岡市手数料条例（昭和35年福岡市条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

別表第1 1の項金額の欄を次のように改める。

1 通につき	450円
（民間端末機による交付（本市の電子計算組織（本市の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子計算組織をいう。）と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末装置であつて、利用者が必要な操作を行うことにより自動的に証明書等を交付する機能を有するものを介して行う証明書の交付をいう。以下同じ。）の場合にあつては、1通につき400円）	

別表第1 8の項及び9の項中「住基カード利用交付」を「民間端末機による交付」に改め、同表10の項を次のように改める。

10 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等	個人番号カード交付等手数料	1 件につき	800円
--------------------------------	---------------	--------	------

<p>に関する法律（平成25年法律第27号）第17条第1項の規定に基づく個人番号カードの交付，行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号。以下「番号法による特定個人情報の提供等に関する省令」という。）第28条第1項の規定に基づくその再交付又は番号法による特定個人情報の提供等に関する省令第29条第1項の規定に基づくその有効期間内の新たな交付</p>		
--	--	--

別表第1 10の項の次に次のように加える。

<p>10の2 番号法による特定個人情報の提供等に関する省令第11条第1項第1号及び第3号から第7号までの規定に基づく通知カードの再交付</p>	<p>通知カード再交付手数料</p>	<p>1件につき 500円</p>
--	--------------------	-----------------------

別表第1 12の項中「住基カード利用交付」を「民間端末機による交付」に改める。

附 則

この条例は，平成28年1月1日から施行する。ただし，次の各号に掲げる規定は，当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第2項を削り，附則第1項の見出し及び項番号を削る改正規定 公布の日
- (2) 別表第1 10の項の次に1項を加える改正規定 平成27年10月5日
- (3) 別表第1 10の項の改正規定（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第17条第1項の規定に基づく個人番号カードの交付に係る部分に限る。） 規則で定める日